

区における総合行政の推進に関する規則

制 定 平元. 4. 13 規則 59

最近改正 平 23. 7. 22 規則 98

(目 的)

第 1 条 この規則は、区において本市が実施する事務事業に関し、区役所及び局、事業所その他出先行政機関相互の連絡調整を円滑にするとともに、区政への区民の参画を促進し、区内の課題及び実情を的確に把握することにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において「局」とは、大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる局及び室、市政改革室、会計室、消防局、交通局、水道局、病院局、教育委員会事務局並びに危機管理監の内部組織をいう。

2 この規則において「局長」とは、局の長（教育委員会事務局にあつては教育長、危機管理監の内部組織にあつては危機管理監）をいう。

(総合調整)

第 3 条 区長は、区行政の責任者として区における総合行政の推進を図るため、必要な調整を行わなければならない。

2 区長、局長及び事業所その他出先行政機関の長は、相互に連絡調整を緊密に行い、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(施策の要望)

第 4 条 区長は、区における地域的な課題に対応するために必要な施策を関係局長に要望することができる。

2 局長は、前項の規定による区長の施策要望に十分留意し、その実現に努めるものとする。

(協議等)

第 5 条 局長は、所管事務事業の計画を毎年度当初に關係区長に説明するとともに、所管事務事業の進捗状況を關係区長に周知するものとする。

2 局長は、都市計画に関する事業その他市民の生活環境に影響を与えると考えられる重要な事務事業については、その立案に際し、關係区長と協議し、又は關係区長の意見を聴取するものとする。

(情報の提供等)

第 6 条 局長は、所管事務事業の計画を策定し、又はこれを実施する場合においては、必要な資料及び情報を關係区長に提出するものとする。

2 区長は、区において実施される事務事業に係る区民要望その他の情報を關係局長に提供するものとする。

3 区長は、区において実施される事務事業について、關係局長又は事業所その他出先行政機関の長に資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(協働まちづくり室長の調整等)

第7条 情報公開室協働まちづくり室長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があるとき又は区長若しくは局長より要請があるときは、助言、提案その他の調整措置を講ずることができる。

2 市民局長は、前項の調整措置に関し必要な協力を行うものとする。

(区長の指示)

第8条 区長は、その区を所管区域とする事業所その他出先行政機関の業務について、その長に必要な指示又は連絡を行い、報告を徴することができる。

2 事業所その他出先行政機関の長は、前項の規定による指示を受けたときは、速やかに必要と認める処置を講じ、その結果を区長に報告しなければならない。

(区長会議及び区行政連絡調整会議の設置並びに区政会議の開催)

第9条 第1条の目的を達成するため、本市に区長会議を、各区に区行政連絡調整会議を置くとともに、各区において区政会議を開催する。

(区長会議)

第10条 区長会議は、区役所相互間並びに区役所及び局間の連絡調整を行うとともに、区における総合行政の推進について必要な事項を調査審議する。

2 区長会議は、市民局長、情報公開室協働まちづくり室長及び区長で組織する。

3 市民局長は、区長会議を主宰し、会務を総理する。

4 前3項に定めるもののほか、区長会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(区行政連絡調整会議)

第11条 区行政連絡調整会議は、区内の行政運営上連絡調整を要する具体的措置について協議する。

2 区行政連絡調整会議は、区長及びその区を所管区域とする次に掲げる事業所その他出先機関の長をもって組織する。

(1) 天王寺動植物公園事務所、方面公園事務所又は花博記念公園事務所

(2) 建設局方面管理事務所

(3) 環境事業センター

(4) 水道局営業所

(5) 消防署

(6) その他区長が必要と認める事業所その他出先行政機関

3 区長は、区行政連絡調整会議を主宰し、会務を総理する。

4 前3項に定めるもののほか、区行政連絡調整会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(区政会議)

第12条 区政会議の委員は、区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する。

2 区政会議の委員は、区民等（当該区の区域内に住所を有する者、当該区の区域内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）に在学する者及び当該区の区域内に事務所を有する会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。）

官公署その他の団体に属する者をいう。以下この条において同じ。)、学識経験者その他区長が
適当と認める者のうちから区長が委嘱する。

- 3 区長は、区政会議の委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 4 区政会議の長は、委員の互選により定める。
- 5 区政会議の長は、区政会議の議事を進行する。
- 6 区政会議の長に事故があるときは、あらかじめ区政会議の長の指名する委員がその職務を代理する。
- 7 区政会議の会議は、区長が招集する。
- 8 区長は、必要があると認めるときは、区政会議に関係者の出席を求めることができる。
- 9 大阪市会議員（以下「議員」という。）は、当該議員が選出された選挙区の区に設置される区政会議の会議に出席することができる。
- 10 前項の規定により会議に出席した議員は、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができる。
- 11 区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができる。
- 12 区政会議の庶務は、各区役所において処理する。
- 13 前各項に定めるもののほか、区政会議に関し必要な事項は、区長が定める。

（施行の細目）

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。ただし、第 7 条第 1 項の規定による調整に関し必要な事項は、情報公開室協働まちづくり室長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。